

栃木県総合運動公園合宿所食堂売店運営業務に係る契約候補者選定募集要領

この「栃木県総合運動公園合宿所食堂売店運営業務に係る契約候補者選定募集要領」（以下「募集要領」という。）は、公益財団法人栃木県民公園福祉協会総合運動公園管理事務所が実施する「栃木県総合運動公園合宿所食堂売店運営業務」に係る契約候補者の選定に関し、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

1 業務内容

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 業務名 | 栃木県総合運動公園合宿所食堂売店運営業務 |
| (2) 業務場所 | 栃木県宇都宮市西川田4-1-1 栃木県総合運動公園 合宿所 |
| (3) 業務の内容 | 別添「業務仕様書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 令和5(2023)年10月1日から令和10(2028)年3月31日まで |

2 契約候補者選定の手続等に関する事項

- (1) 担当部署
〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田4-1-1
公益財団法人栃木県民公園福祉協会
総合運動公園管理事務所（中央エリア管理事務所）
電話 028-659-1201
FAX 028-659-1202
E-mail sougou@park-tochigi.com
- (2) 関係書類の交付
ア 交付期間 令和5(2023)年9月1日（金）から
イ 交付方法 総合運動公園中央エリア管理事務所窓口にて交付
- (3) 募集要領等に関する質問の受付
募集要領等に関する質問は、【様式1-1】「募集要領等に関する質問票」により受け付けます。
 - ① 受付期間 令和5(2023)年9月1日（金）から9月7日（木）午後5時まで
 - ② 受付場所 2の(1)に同じ
 - ③ 提出方法 原則として、電子メールによります。
 - ④ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、栃木県民公園福祉協会ホームページ上に掲載します。
 - ⑤ 回答期日 随時回答します。最終回答期日は令和5(2023)年9月8日（金）とします。
- (4) 応募
 - ① 提出書類
応募者は、別添資料「仕様書」を踏まえ、下記の必要書類を提出してください。なお、応募は、応募者1者につき1提案とします。
<提出書類> ア 応募書 【様式2-1】
イ 提案書 【様式2-2】
ウ 運営責任者の配置予定者調書 【様式2-3】
エ 食堂売店運営に係る有資格者リスト 【様式2-4】
オ 会社の概要を示す資料 【様式任意】
<提出部数> 各8部
 - ② 提出期限
令和5(2023)年9月11日（月）午後5時まで ※期限厳守
受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - ③ 提出方法
提出書類は2(1)の担当部署にご持参ください。

- ④ 一度提出した提出書類は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとします。
- ⑤ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ⑥ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。なお、提出書類は審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

3 契約候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査方法

- ア (2) の審査基準に基づき選定委員会において総合的に審査を行い、契約候補者を選定します。なお、審査は非公開で行います。
- イ 審査は、書類審査及びヒアリングにより行います。ただし、参加者多数の場合には、書類による一次審査を行ったうえで、一次審査通過者を対象にプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、一次審査通過者に事前に通知します。なお、プレゼンテーション審査には、パワーポイント等の機材や追加資料は使用できません。
- ウ 審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。
- エ 各選定委員の採点を集計し、「評価の総合計得点が最も高い者」を契約候補者として選定します。

(2) 審査基準

審査項目等は以下のとおりです。

(30 点満点)

審査項目	審査基準	配点
1 基本方針	1 合宿所飲食売店としての基本コンセプトに合致しているか	5
2 運営の実施体制	2 合宿所利用者への食事提供を確実にできるか	5
	3 利用者満足度の向上が図れるか	
3 運営の具体的内容	4 利用者数及び収益増につながるか	5
	5 安定した運営が見込めるか	
4 安全管理	【採点方法】 上記基準により、各項目ごとに5段階評価で採点する。 ・優れている 5点	5
5 業務実績	・やや優れている 4点 ・普通 3点	5
6 その他(新規提案等)	・やや劣る 2点 ・劣る 1点	5

(3) 最低基準

契約候補者として選定されるための最低基準点は総得点の 100 分の 60 以上とします。

(4) 審査結果

- ア 審査の結果は、参加者に郵送により書面で通知します。
- イ 第 1 順位の事業者が事業を実施しないときは、次点の者と交渉を行う場合があります。

4 その他

- (1) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意の接触することを禁じます。不適切な接触の事実が認められた場合は、失格となります。
- (2) 応募提案書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) 応募に要する費用はすべて参加者が負担するものとします。
- (4) 提出された書類等の返却は行いません。